

情報公開・個人情報保護制度

～平成29年度の運用状況と制度のあらまし

情報公開制度とは

区民が区の持っている情報の公開を求める権利を保障するとともに、明らかに公開できる情報は、請求手続きによらず、区が情報提供に努めることを定めたものです。

Q1 情報公開の対象となる情報は？

A 文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録で、区の職員が組織的に用いるものとして、区が保有しているものです。

Q2 情報公開請求の手続きは？

A 請求したい情報を持っている課の窓口へ「情報公開請求書」を提出してください。

Q3 情報公開が決定されるまでの期間は？

A 原則として請求を受け付けた日から15日以内に公開の可否を決定し、書面で通知します。

Q4 情報公開の費用は？

A 区内在住・在勤等の方は無料、それ以外の方は1件当たり300円です。写しが必要な場合は、コピー料金がかかります。

情報公開請求の処理状況

区 分		計	
請求件数		124件	
請求者	区内	在住者	30件
		法人等	2件
		在勤者	9件
		在学者	0件
理由明示者		83件	
決定の状況*	公開	全部	54件
		部分	56件
	非公開	全部	3件
		部分	2件
公開の方法	閲覧および写しの交付	閲覧	0件
		写しの交付	8件
		写し	107件
		視聴	0件

※未決定分は除いています

個人情報保護制度とは

区が収集する区民の個人情報について取り扱いのルールを定め、自己の個人情報について開示・訂正等を求める権利を定めたものです。

Q1 保護・開示等の請求の対象となる個人情報とは？

A 区が職務上作成・取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録に記録されている個人情報が対象です。

Q2 開示等の請求窓口と手続きは？

A 運転免許証等の本人確認ができるものを持参のうえ、自己の個人情報を取り扱っている課や事業所の窓口へ「自己情報開示等請求書」を提出してください。

Q3 開示が決定されるまでの期間は？

A 原則として開示請求を受け付けた日から15日以内に開示の可否を決定します。訂正・削除・目的外利用等の中止の請求については、30日以内に請求に応じられるかを決定し、書面で通知します。

Q4 開示請求の費用は？

A 無料です。写しが必要な場合は、コピー料金がかかります。

Q5 個人情報保護制度が、適正かつ円滑に運営されるように、区に意見を述べる機関は？

A 学識経験者等で構成される個人情報保護運営審議会があります。

自己情報の開示等の請求処理状況

区 分		計	
請求件数		100件	
決定の状況*	開示	全部	41件
		部分	55件
	不開示	全部	7件
		部分	0件
開示の状況	閲覧および写しの交付	閲覧	0件
		写しの交付	1件
		写し	95件
		視聴	0件

※未決定分は除いています

個人情報の利用について(3月31日現在)

◆個人情報業務登録

区では、個人情報を取り扱う業務を登録しています。個人情報業務登録の総件数は755件です。

◆個人情報の目的外利用・外部提供

区が集めた個人情報は、区民サービスの向上等のため、本人が同意している場合や法令等で定められている場合等に限り、収集目的の範囲を超えて区の内部で目的外利用したり、区の外部に提供したりすることがあります。

コンピューター処理されている主な区の事務の区分と記録されている個人情報項目

区 分	個人情報項目
住民記録に関すること	住民基本台帳に関する情報(住所、氏名、本籍、性別、世帯構成員番号、続柄、生年月日、前住所等) 印鑑登録に関する情報(印影、登録番号等、印鑑の登録・変更年月日等)
税に関すること	都・区民税に係る事務(税額、所得の種類と額、納付状況、1月1日現在の住所、納付義務者等)
年金や保険等に関すること	国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療等に関する情報(被保険者の保険証番号、被保険者の年金番号、要介護度、資格取得・喪失事由、保険料、保険料の賦課情報等)
福祉サービスに関すること	生活保護に関する情報(保護の種類、扶助費の額、世帯の収入状況、医療保護状況等) 在宅福祉に関する情報(介護種別、介護の程度、世帯状況、介護人情報等) 手当に関する情報(手当種別、認定年月日、支給区分、支給額、資格喪失事由等) 手帳等に関する情報(種別、等級、申請理由、障がい名、障がい原因等)
健康に関すること	健診等に関する情報(受診年月日、受診結果、検診種別、国保資格、治療経過等)

※その他、図書貸し出し管理、就学援助、区立幼稚園保育料、私立幼稚園補助金、区功労者、福祉事務(支給・貸与品、医療助成、貸付、施設措置、障害者支援費制度)、選挙事務、中小企業融資あっせん、自転車等駐車場登録、電子申請システムによる申請・届出事務、防犯カメラ記録画像等に関する個人情報があります

情報提供コーナーをご利用ください

情報提供コーナーには、行政資料を置いています。情報公開・個人情報保護制度や区政の資料に関して、相談等をお受けします。

情報提供コーナー利用状況

区 分		計
情報提供コーナー利用者数		5772人
相談・内容	情報公開等に関するもの	18件
	情報提供に関するもの	359件
資料の提供をしたもの		450冊
刊行物の貸し出し	件数	23件
	冊数	31冊
コピーサービス		1万7618枚

問合せ ▶ 総務企画課総務係 ☎内線 2 2 1 2 ▶ 情報提供コーナー(区役所地下1階) ☎内線 3 7 1 9

70歳以上の方へ 高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは …同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、後で払い戻される制度です。

問合せ 国保年金課(区役所1階)

▶ 国民健康保険に加入の方 …………… 保険給付係 ☎内線 2 3 8 3
▶ 後期高齢者医療保険に加入の方 …… 後期高齢者医療係 ☎内線 2 3 9 2

平成30年7月まで

区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得	5万7600円	8万1000円+ (医療費-26万7000円)×1% <多数回4万4400円>
一般	1万4000円 (年間上限14万4000円)	5万7600円 <多数回4万4400円>
低所得Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得Ⅰ		1万5000円

平成30年8月から

区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
課税所得 690万円以上	25万2600円+(医療費-84万2000円)×1% <多数回14万1000円*1>	
課税所得 380万円以上	16万7400円+(医療費-55万8000円)×1% <多数回9万3000円*1>	
課税所得 145万円以上	8万1000円+(医療費-26万7000円)×1% <多数回4万4400円*1>	
一般	1万8000円 (年間上限14万4000円)	変更なし*2
低所得Ⅱ		変更なし
低所得Ⅰ		

※1 平成30年8月からは、個人もしくは世帯ごとで、過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります
※2 世帯ごとで、過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります